

指定管理者の候補者選定に係る審査内容の概要の公表について

下記の公の施設について指定管理者の公募を行い、指定管理者候補者の選定に当たり公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「指定管理者選定委員会」という。）において審査した。

1 施設（公募）

加東アート館

2 選考の経過

令和7年	7月25日	募集の公告
	7月25日～9月8日	募集要項の配付
	8月5日	現地説明会申込締切日
	8月6日	現地説明会
	8月6日～8月21日	質問の受付期間
	8月6日～9月8日	申込受付期間（申請団体1者）
	10月28日	指定管理者選定委員会 （事業ヒアリング及び候補者選定）
	10月31日	指定管理者候補者の決定

3 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

候補者の選定に当たっては、加東市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成18年加東市規則第40号）で定める市職員等により組織した「指定管理者選定委員会」を設置し、提出書類及びプレゼンテーションに基づき、次の(2)に記載する審査項目について審査した。

区分	氏名	役職等	備考
委員長	小林 勝成	加東市副市長	
委員	三木 秀仁	加東市総務財政部長	
委員	山中 元	加東市総務財政部総務財政課長	
委員	尾崎 佳美	加東市総務財政部管財課長	
委員	岩崎 吉泰	加東市産業振興部商工観光課長	
委員	宮本 耕作	神姫バス株式会社地域事業本部ライフブラット フォーム担当次長	
委員	藤尾 政明	藤尾コンサルティング代表取締役	中小企業 診断士

(2) 審査項目

審査に当たっては、募集要項に記載した次の審査項目に基づき、評価を行った。

ア 申請者の安定性・継続性及び理念等

- (ア) 運営実績
- (イ) 申請者の安定性・継続性
- (ウ) 団体の経営理念、経営方針等及び法令遵守の取組
- (エ) 指定管理者の指定を申請した理由
- (オ) 施設の現状に対する考え方及び将来展望

イ 施設の運営

- (ア) 年間の自主事業計画
- (イ) 利用者の平等利用に関する方策
- (ウ) 利用者へのサービス向上に関する方策
- (エ) 利用者の要望等の把握及び対応策
- (オ) 利用者等のトラブルの未然防止策と対処方法
- (カ) 施設の利用の促進に関する方策
- (キ) 市や地域との連携、他施設との連携等の方策
- (ク) その他効果的かつ効率的な運営に関する方策

ウ 施設の管理体制等

- (ア) 職員配置等（雇用計画及び労働条件・配置表及び業務分担・勤務体制・研修計画）
- (イ) 休館日、開館時間、利用料金等について
- (ウ) 個人情報保護の措置について
- (エ) 緊急時（防犯・防災等）対策について
- (オ) 施設に必要な資格者の確保策
- (カ) 損害リスクに対する備え

エ 価格について

4 審査結果

次の団体を加東アート館の指定管理者候補者として選定することを妥当とした。

候補者名：株式会社アートレス

所在地：姫路市玉手一丁目1番地パレ・ロワイヤル玉手Ⅱ205

代表者名：代表取締役 川上 澄架

◆採点結果表（選定委員7名×100点＝700点満点中の得点）

審査項目	配点	申請団体
		株式会社アートレス
申請者の安定性・継続性及び理念等	175	135

施設の運営	3 1 5	2 8 8
施設の管理体制等	1 4 0	1 0 4
価格について	7 0	5 6
合 計 得 点	7 0 0	5 8 3

※「価格について」の評点は、「最低制限価格／申請者の提案額×１０点」により算出
最低制限価格は指定管理料の上限額の８０％

◆選定理由

ア 申請者の安定性・継続性及び理念等について

申請者は、令和２年度から当施設の指定管理の受託者であり、アートでにぎわいを創出し、地域活性化を図るなど加東市を盛り上げたいという熱意が感じられる。また、施設運営を安定して継続的に行うための経営基盤は、中小企業診断士の意見を踏まえ経営に支障はないと判断した。

イ 施設の運営について

将来展望をしっかりと持っており、地元企業とのコラボ商品の開発や若手アートの育成など計画性が高く、また専門性の高いサービスの提供状況から、今後の発展が期待できる。

ウ 施設の管理体制等について

社会的には人員不足、人員育成について懸念があるものの、当施設を優先して配置しており、問題はない。

エ 価格について

募集要項に示すとおり、指定管理料を計上していない。

５ 指定予定期間 令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで